

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	羽咋地区 (東川原町、松ヶ下町、鶴多町、柳橋町、的場町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	76.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.4 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.7 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

羽咋地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は1.9 ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は6.7haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

羽咋地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、26筆、15,565㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	釜屋地区 (釜屋町、東釜屋町、西釜屋町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	25.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

釜屋地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は1.9ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は3.5haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

釜屋地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、13筆、2,186㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水、暗渠、農道等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	新保地区 (新保町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	70.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

新保地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は6.2ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は7.0haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新保地区の水田利用は、中心経営体で個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、8筆、18,547㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。

災害対策への取組方針

水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	粟生・兵庫地区 (粟生町、兵庫町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	113.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.8 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

粟生・兵庫地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は0.9ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は9.8haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

粟生・兵庫地区の農地利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、23筆、22,335㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	粟原・土橋・立開地区 (粟原町、土橋町、立開町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	113.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	58.4 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	25.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	14.5 ha

2 対象地区の課題

粟原・土橋・立開地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は7.8ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は14.5haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

粟原・土橋・立開地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、74筆、100,297㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	太田地区 (太田町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.8 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

太田地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は4.5ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は4.8haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

太田地区の水田利用は、中心経営体である集落営農組合及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、11,683㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	石野地区 (石野町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

石野地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は0.6ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は無く、近隣の担い手など新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

石野地区の水田利用は、中心経営体である個人の農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、32筆、12,672㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水、暗渠や農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	次場地区 (次場町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.2 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

次場地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は無いが、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は4.5haで、中心経営体での受け入れは確保されている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

次場地区の水田利用は、中心経営体である集落営農組合や法人及び個人の認定農業者が担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、9筆、14,700㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	吉崎地区 (吉崎町、南潟町の一部)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	96.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	51.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

吉崎地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は9.8ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は10.5haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉崎地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、13筆、4,355㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	飯山地区 (飯山町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

飯山地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は1.5ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は0.2haで、中心経営体での受け入れは確保されておらず、将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

飯山地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、4,910㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水、暗渠や農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	福水地区 (福水町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.2 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

福水地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は0.7ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は3.0haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

福水地区の水田利用は、中心経営体である個人の認定農業者等が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水、暗渠や農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)や捕獲体制の構築等に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	中川地区 (中川町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

中川地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は4.5ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は5.0haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中川地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、272㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水、暗渠や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	円井・四町・上江・垣内田・千代地区 (円井、四町、上江町、垣内田町、千代町、南湯町の一部)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	181.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	93.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.6 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

円井・四町・上江・垣内田・千代地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は11.0ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は11.6haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

円井・四町・上江・垣内田・千代地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、52筆、43,510㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	千田地区 (千田町、南潟町の一部)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

千田地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は6.3 ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は7.0haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

千田地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、10筆、3,792㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	志々見地区 (志々見町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.9 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

志々見地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は6.8ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は6.9haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

志々見地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、12筆、1,899㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	尾長・堀替新・菱分地区 (尾長町、尾長出町、堀替新町、菱分町、南湯町の一部)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	196.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	98.4 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	24.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.2 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

尾長・堀替新・菱分地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は14.9ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は22.2haで、中心経営体での受け入れは確保されておらず、農地集約で経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

尾長・堀替新・菱分地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、79筆、128,879㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	四柳地区 (四柳町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

四柳地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は3.0 ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は4.5haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

四柳地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、15筆、31,602㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	大町地区 (大町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	77.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

大町地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は1.2 ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は14.5haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大町地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、20筆、18,842㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	金丸出地区 (金丸出町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	90.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	45.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

金丸出地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は5.0 ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は6.0 haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

金丸出地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、13筆、19,705㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	下曾祢地区 (下曾祢町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

下曾祢地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は1.9ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は4.5haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下曾祢地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、9筆、13,114㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	鹿島路地区 (鹿島路町、西潟町の一部)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	135.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	68.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	12.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.8 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

鹿島路地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は8.2ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は13.8haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

鹿島路地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、15筆、31,020㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	柳田地区 (柳田町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	147.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74.4 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	16.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

柳田地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は4.0 ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は5.3haで、中心経営体での受け入れは確保されているが、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柳田地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、36筆、25,791㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	上中山地区 (上中山町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

上中山地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は2.7ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は確保されておらず、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上中山地区の水田利用は、中心経営体である個人の農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、79筆、128,879㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	一ノ宮・寺家地区 (一ノ宮町、寺家町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

一ノ宮・寺家地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は3.2ha、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は1.3haで、中心経営体での受け入れは確保されておらず、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

一ノ宮・寺家地区の水田利用は、中心経営体である個人の認定農業者等が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、3,223㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田は地盤改良や作土均平化等の基盤整備に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
羽咋市	上甘田地区 (柴垣町、滝谷町)	2022年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	182.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	91.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	19.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	10.6 ha

2 対象地区の課題

柴垣・滝谷地区の所有者、耕作者の耕地面積のうち、75才以上で後継者未定及び不明の耕作面積は18.4ha、中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積は11.6haで、中心経営体での受け入れは確保されておらず、経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柴垣・滝谷地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人の認定農業者が担っていくほか、各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、71筆、50,206㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、柴垣地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、多面的機能支払制度事業などに取り組む。